

重要事項説明書

(指定小規模多機能型居宅介護)

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護)

社会福祉法人 和福社会
小規模多機能ホーム庄の里
「つどいの家」

重要事項説明書

(指定小規模多機能型居宅介護)

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護)

当施設は介護保険の指定を受けています。
(倉敷市指定 第3390200768号)

〔目 次〕

1. 施設経営法人	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 設備の概要	3
5. 職員の配置状況	3
6. 職員の勤務体制及び勤務時間	4
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金（契約書第4条～第5条）	5
8. 領収証の再交付	7
9. 利用料金のお支払方法	7
10. 利用の中止、変更、追加（契約書第6条・16条参照）	8
11. (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画について(契約書第3条参照)	8
12. サービス利用に当たっての留意事項	9
13. 非常災害時の対策	9
14. 緊急時の対応（契約書第10条・第11条・第12条参照）	10
15. 事故発生時の対応（契約書第10条・第11条・第12条参照）	10
16. 守秘義務に関する対策（契約書第9条参照）	11
17. 個人情報の保護について	11
18. 利用者の尊厳	12
19. 身体拘束の禁止	12
20. 苦情相談窓口（契約書第18条参照）	13
21. 運営推進会議の概要	13
22. 損害賠償について（契約書第10条参照）	14
23. その他の留意事項（契約書第8条参照）	14
24. 高齢者虐待	14

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 和福社会
- (2) 法人所在地 岡山県倉敷市山地1297番地
- (3) 電話番号 086-461-0033
- (4) 代表者氏名 理事長 三好 史了
- (5) 設立年月日 平成19年3月6日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護
指定介護予防小規模多機能型居宅介護
平成24年4月1日 倉敷市指定3390200768号

- (2) 事業所の目的

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い、利用者が自宅で可能な限り暮らし続けることができるよう、生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 小規模多機能ホーム庄の里「つどいの家」

- (4) 事業所の所在地 倉敷市上東822-7

- (5) 電話番号 (086) 463-0055

- (6) 代表者氏名 管理者 山本 真紀

- (7) 当事業所の運営方針

利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支えます。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

- (8) 開設年月日 平成24年4月1日

- (9) 利用定員 登録定員 25名
(通いサービス 15名・宿泊サービス 6名)

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 事業の実施地域

倉敷市が設定する日常生活圏域の倉敷庄北圏域を中心とした倉敷北東部の諸圏域（倉敷北、中庄、帯江・豊洲、倉敷中部）

(2) 営業日及び営業時間

営業日；年中無休

営業時間；24時間

サービス提供時間；通いサービス 9時～16時

訪問サービス 随時

宿泊サービス 16時～9時

4. 設備の概要

○宿泊室（7.7㎡）

原則個室（定員1名）であり、ベッド・枕元灯・ナースコールを備品として備えます。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、和室にて対応することがあります。

○食堂・フロア（36.3㎡）

利用者の使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・椅子や食器類などの備品類を備えます。

○トイレ（3.9㎡、2.5㎡×2）

車いすで利用できるトイレを3か所、設置しています。また、移乗に便利のように、手すりを設営しています。

○浴室（10.1㎡）

身体に障がいがある方も入れるお風呂です。

○台所（6.6㎡）

利用者と一緒に、調理等行なうことができます。コンロは、火を使わないIHです。

5. 職員の配置状況

職種	職員数	職務内容
管理者	常勤 1 名	事業所を代表し、従業者の指揮命令及び業務の管理を一元的に行います。苦情解決責任者。
介護支援専門員	常勤 1 名	利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）の作成、地域包括支援センターや居宅介護事業者等、他の関係機関との連絡調整を行います。
看護職員	1 名	利用者の健康状態を適格に把握・管理し、利用者のかかりつけ医等や協力医療機関との連携・調整を行います。
介護職員	8 名以上	小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）に基づき、サービスの提供にあたります。 また、宿泊する利用者に対しては、1 人以上の夜勤者を配置し、自宅等で暮らしている利用者の夜間対応のため、宿直又は夜勤者 1 人以上を配置します。

※その職務に支障のない場合に限り、事業所内の他の職務を兼務することができます。

6. 職員の勤務体制及び勤務時間

職種	勤務体制	勤務時間
管理者 介護支援専門員 介護職員 看護職員	早 出①	7 : 0 0 ～ 1 6 : 0 0
	早 出②	7 : 3 0 ～ 1 6 : 3 0
	日 勤①	8 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0
	日 勤②	8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0
	日 勤③	9 : 3 0 ～ 1 8 : 3 0
	遅 出①	1 0 : 0 0 ～ 1 9 : 0 0
	遅 出②	1 0 : 3 0 ～ 1 9 : 3 0

	遅 出③	11:00 ~ 20:00
	夜 勤①	16:00 ~ 10:00
	宿 直①	19:00 ~ 8:30

※その他、運営上必要な場合は、上記以外の勤務時間による勤務があります。

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金（契約書第4条から第5条）

サービスの概要（契約書第4条参照）

ケアプランの立案		（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成・立案します。
通いサービス	食事	食事の提供及び介助を行います。また、調理を手伝っていただくこともできます。
	入浴	入浴または清拭を行います。衣服の着脱、身体の清拭、洗身の介助を行います。
	排せつ	ご利用者の状況に応じて、適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても援助します。
	機能訓練	ご利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
	健康チェック	血圧の測定など、ご利用者の全身状態の把握を行います。
	送迎サービス	ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
訪問サービス		ご利用者のご自宅を訪問し、食事や入浴、排せつ等の日常生活上のお世話をいたします。 実施のために必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は、無償で使用させていただきます。なお、次に該当する行為については致しません。 ・医療行為 ・ご利用者もしくはご家族からの金銭または物品の受領。 ・飲酒及び喫煙行為 ・ご利用者もしくはご家族に対して行う宗教・政治・営利活動 ・その他、迷惑行為
宿泊サービス		事業所に宿泊して頂き、食事・入浴・排せつ等の日常生活上のお世話をいたします。

相談・助言	ご利用者及びご家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。
-------	---

サービス利用料金（契約書第5条参照）

（１）保険給付サービス利用料金

保険給付サービス	要介護度別に応じて定められた金額（省令により変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額となります。 1 か月ごとの包括費用（月定額）です。 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します	
	月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。	
	登録日	利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日
	登録終了日	利用者と事業者の利用契約を終了した日

（介護予防）小規模多機能型居宅介護（1月当たり）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護	要介護度	サービス利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
	要支援1	34,500 円	3,450 円	6,900	10,350
	要支援2	69,720 円	6,972 円	13,944	20,916
	要介護1	104,580 円	10,458 円	20,916	31,374
	要介護2	153,700 円	15,370 円	30,740	46,110
	要介護3	223,590 円	22,359 円	44,718	67,077
	要介護4	246,770 円	24,677 円	49,354	74,031
	要介護5	272,090 円	27,209 円	54,418	81,627

その他加算

※加算については職員の体制・サービスの状況により異なります。

初期加算 30 円／日

認知症加算（Ⅲ） 760 円／月

認知症加算（Ⅳ）	460円／月
看護職員配置加算（Ⅰ）	900円／月
看護職員配置加算（Ⅱ）	700円／月
看護職員配置加算（Ⅲ）	480円／月
訪問体制強化加算	1,000円／月
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	1,200円／月
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	800円／月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	750円／月
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	640円／月
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	350円／月
介護職員処遇改善加算（Ⅱロ）	所定単位数×183／1000

※介護保険給付により、上記のサービス利用料金の自己負担額は介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額となります。

（２）その他のサービス利用料金

以下の金額は、利用者の全額負担となります。

食事代	朝食350円、昼食600円、夕食550円
宿泊料金	1泊3,000円
おしめ代	別紙による
レクリエーション、クラブ活動	材料費実費
理美容代金	実費（出張美容師へ直接お支払い）
複写（コピー）の交付	1枚につき10円

８．領収証の再交付

領収証の再発行は致しかねますので、毎月保管頂きますようお願いいたします。また、紛失した際には領収証ではなく支払証明証を発行できます。

９．利用料金のお支払方法

前記『７．（１）（２）』の料金は１ヶ月ごとに計算し、ご請求いたしますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（１ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 事業所での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

中国銀行 中庄支店 普通預金 1 4 0 6 4 4 1

口座名：社会福祉法人和福祉会

小規模多機能型居宅介護事業所 庄の里「つどいの家」

管理者 山本 真紀

ウ. 金融機関口座からの自動引き落としの場合

ご利用できる金融機関： 中国銀行のみ翌月 1 8 日引落としいたします。

日・祝祭日などにかかる場合は、後の銀行営業日とします。

※振込手数料は、ご利用者のご負担にてお願い致します。

10. 利用の中止、変更、追加（契約書第6条・第16条参照）

利用予定日の前に、利用者の都合により（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合においては原則として、サービスの実施日の前日までに事業所までお申し出下さい。

保険給付サービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、その他のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合は、取消料（キャンセル）として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご利用者の体調不良等の正当な事由がある場合、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日利用料金の（自己負担相当額）の10%

サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、ご利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能な日時をご提示し協議いたします。

事業者からの申し出により利用を中止していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）次ページの事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① ご契約者又はそのご家族が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者又はそのご家族による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者又はそのご家族が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事

者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ④ ご契約者又はそのご家族が、他の利用者又は施設職員に対し以下のようなハラスメント行為を行った場合
- ・個人に対する暴言、暴力
 - ・個人に対する威迫、脅迫
 - ・個人の人格を否定する発言
 - ・サービスに対する過剰または不合理な要求
 - ・合理的理由のない謝罪の要求
 - ・施設職員に関する解雇等の法人内処罰の要求
 - ・合理的範囲を超える時間的、場所的拘束
 - ・合理的理由のない事業所以外の場所への呼び出し
 - ・プライバシー侵害行為
 - ・セクシャルハラスメント行為
(不必要な性的な言動・不必要な身体への接触・不必要な性的な行為)
 - ・人種差別的な言動又は行為があった場合
 - ・その他、各種ハラスメント行為

1 1. (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画について (契約書第 3 条参照)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、通いサービス・訪問サービス・宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業所の介護支援専門員は、利用者の状況に合わせて、適切にサービスを提供するために、利用者と協議の上、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画を定め、また、その実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は、書面に記載してご利用者に説明の上、交付いたします。

1 2. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 被保険者証の提示；サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示することにより要介護度及び基準該当を確認します。
- ② 設備・備品の使用；事業所内の設備や備品は、本来の用法に従ってご利用く

ださい。本来の用法に反した利用により、破損等が生じた場合は、弁償して頂く場合があります。

③ 迷惑行為等；騒音等、他の利用者の迷惑になる行為についてはご遠慮ください。無断で他の利用者の宿泊室には立ち入らないようにして下さい。

④ 飲酒、喫煙；飲酒は事前にご相談ください。事業所内は、全面禁煙となっております。

⑤ 所持品の持込み；高価な貴重品や大金は、管理できませんので、ご持参しないようにお願いします。万一、盗難・紛失の事故があった場合、責任は負いかねますので、予めご了承下さい。

⑥ 宗教活動、政治活動；事業所内で、他の利用者等に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

⑦ 小規模多機能型居宅介護サービスを利用中、次のサービスについては利用できません。（介護予防サービスを含みます）

居宅サービス；訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護居宅介護支援

地域密着型サービス；夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

⑧ 小規模多機能型居宅介護サービスを利用中、次のサービスは利用できます。

但し、小規模多機能型居宅介護にかかる費用を含めて、限度額の管理を行います。（介護予防サービスを含みます）

居宅サービス；訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与

※限度額管理を行わないもの—特定福祉用具販売、住宅改修

1 3. 非常災害時の対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画・防災計画を作成し、消防計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。非常に際しての特筆すべき設備；消火器、スプリンクラー、自動火災報知設備、誘導等

1 4. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

事故発生時や利用者の体調悪化時の緊急時の対応方法			
主治医	利用者の主治医		
	所属医療機関		
	所在地、電話番号		
家族等	緊急連絡先のご家族等		
	住所、電話番号		
協力医療機関	いわもとクリニック		院長 岩本 泰明
	〒701-0111 倉敷市上東1056番地1		(086)464-3111
協力歯科医療機関	いなだ歯科医院		院長 稲田健太郎
	〒701-0103 倉敷市西尾137-1		(086)462-0528
連携介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	特別養護老人ホーム庄の里		
	〒701-0104 倉敷市山地1297番地		(086)461-0033
連携介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	地域密着型特別養護老人ホーム庄の里「なごやか」		
	〒710-0002 倉敷市生坂698		(086)464-3800
連携認知症対応型 共同生活介護事業所	グループホーム 庄の里「なごみの家」		
	〒701-0103 倉敷市西尾11番地1		(086)463-6677
連携認知症対応型 共同生活介護事業所	グループホーム 庄の里「和らぎの家」		
	〒701-0111 倉敷市上東819番地1		(086)462-3111

15. 事故発生時の対応（契約書第10条・第11条・第12条参照）

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

16. 守秘義務に関する対策（契約書第9条参照）

①事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を使用しません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者家族の個人情報を使用しません。

③事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、

善良な管理者の十分なる注意を以って管理し、又処分する際にも、第三者への漏えいを防止するものとします。

17. 個人情報の保護について

個人情報の保護については、法人の運営する各事業が提供するサービスが適正かつ円滑に提供されるために必要な範囲内で情報を収集し、各事業所責任者のもとに保管するとともに、下記の利用目的に沿った利用を行うものとし、個人情報を利用することに同意して頂きます。同意については、本書面をもって充てます。但し、利用目的の第3項「事例研究及び広報物に伴う利用目的」に同意できない場合は、次の「個人情報の利用停止申請欄」へご記入、又は別途「個人情報の利用停止申請書」へご記入し申請してください。その際は利用をいたしません。なお、下記以外の利用目的で情報を利用する場合には、事前にご契約者又はご家族に同意を得た上で実施いたします。

(1) 当施設内での利用目的

- ① 当施設がご契約者に提供する介護サービス
- ② 介護保険請求等に係る業務
- ③ 介護サービスの利用に係る当施設の管理運営業務等
 - 利用の管理
 - 会計・経理
 - 事故等の報告
 - 利用者の介護サービスの向上
 - 施設の管理運営業務に必要な場合
 - 介護サービスや業務の維持・改善等の資料作成
 - 当施設が行う実習生・ボランティア等の受入れ
 - 事故防止のための各居室の表札使用

(2) 他の介護事業者および行政等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設がご契約者等に提供する介護サービス
 - ご契約者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答等
 - その他の業務委託
 - ご契約者の診療等にあたり、外部の医師の助言・指示を求める場合
 - ご家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務
 - 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - 審査支払い機関又は保険者からの照会の回答
- ③ 損害賠償等に係る保険会社への相談又は届出等
- ④ 当施設の管理運営業務に対する内外部監査機関への情報提供等

- ⑤ 施設の管理運営業務に必要な場合
- (3) 事例研究及び広報物に伴う利用目的
 - ① 社内外研修や事例研究
 - ② 当施設が発行する広報誌による氏名・生年月日・写真等の掲載
 - ③ 当施設内での氏名・生年月日・写真等の掲示
 - ④ 当施設が管理するInstagram・フェイスブック等、SNSへの掲載

個人情報の使用停止申請	
申請者 _____ 印 (続柄 _____)	
社会福祉法人和福社会の里個人情報保護規程に基づき、以下のとおり個人情報の利用停止を申請します。	
(注) 該当する項目に○をつけて下さい。	
☐	社内外研修や事例研究に関しての利用停止
☐	当施設が発行する広報誌による氏名・生年月日・写真等の掲載等へ利用停止
☐	当施設内での氏名・生年月日・写真等の掲示等へ利用停止
☐	当施設が管理するInstagram・フェイスブック等、SNSへの掲載
☐	その他 (_____)

18. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

19. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により身体拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族への十分な説明を行ない同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。また、その解消に向けた努力を行ないます。

緊急やむを得ない場合か否かの判断は、次の要件をすべて満たすことを条件とし、管理者・介護支援専門員、看護職員、介護職員で検討し、個人では判断しません。

- ① 当該利用者又は他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著

しく高い場合。

- ② 身体的拘束等を行なう以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 身体的拘束等が、一時的であること。

20. 苦情相談窓口（契約書第18条参照）

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

苦情受付担当者：介護職員 小見山 和也

苦情解決責任者：管理者 山本 真紀

ご利用時間：月～土曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法；電 話 086-463-0055

FAX 086-463-3232

※公的機関又は次の機関において苦情の申し出ができます。

倉敷市介護保険課

所 在 地：岡山県倉敷市西中新田640

電話番号：086-426-3343

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・12/29～1/3を除く）

岡山県国民健康保険団体連合会介護保険課

所 在 地：岡山県岡山市北区桑田町17-5

電話番号：086-223-8811

受付時間：8時30分～17時00分（土・日・祝日・12/29～1/3を除く）

第三者委員

※公平中立な立場で、苦情を受付、相談にのっていただける委員です。

21. 運営推進会議の概要

目的；サービス提供に関して、提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議から評価・要望・助言を受け、サービスの質の向上及び適切な運営ができるよう設置します。

委員の構成；利用者、利用者家族、地域住民、地域包括支援センター職員、事業者等。

開催時期；概ね2か月に1回の開催。

22. 損害賠償について（契約書第10条参照）

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

2 3. その他の留意事項（契約書第 8 条参照）

- ①事業計画・財務内容等に関する資料については、随時閲覧できるよう整備しています。
- ②サービス提供に関する記録は、その完結の日から 5 年間保管します。また、利用者又は利用者の家族はその記録を閲覧することが可能です。複写が必要な場合、1 枚につき、1 0 円頂きます。

2 4. 高齢者虐待

高齢者虐待防止について 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要 な措置を講じます。

- （1）研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- （2）よりきめ細かいケアプランの作成など適切な介護サービスの提供に努めます。
- （3）従業者が介護にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- （4）サービス提供中に当該施設従業者 又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護 する者）による虐待を受けたと思われる利用者 を発見した場合は、速やかに、これを市町村に 通報するものとします。
- （5）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 山本 真紀

令和 年 月 日

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの開始に当たり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項について説明し交付しました。

<事業者>

所在地 〒701-0111 岡山県倉敷市上東822-7

事業所名 小規模多機能ホーム 庄の里「つどいの家」

(指定番号3390200768)

管理者名 管理者 山本真紀

説明者 職名

氏名

私は、本書面に基づき、事業者から小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護について重要事項の説明を受け同意しました。

<利用者>

住所 〒 -

氏名

<利用者代理人（選任した場合）>

住所 〒 -

氏名 (続柄)

電話番号 () -